

一般社団法人全日本女子野球連盟
役員報酬規程等

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本女子野球連盟（以下「本連盟」という。）定款第11条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、社員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、月の勤務日数の過半を勤務もしくは業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本連盟は常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。また、本連盟の理事が承認した非常勤スタッフ、大会運営スタッフ等にも報酬を支払うことができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表第1に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬は、別表第1に定める額とする。
- 6 非常勤スタッフ、大会運営スタッフ等に対する報酬は別紙表1に定める額とする。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本連盟の常勤理事の定例報酬月額は、別表第1の金額の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、役員本人名義の口座に送金される。

ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき現金での受け取りを申し出た場合には、その方法によって

支払うことができる。

(公表)

第6条

本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条

この規程の変更、改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補足)

付則

1. この規程は、一般社団法人全日本女子野球連盟設立（2014年4月1日）から施行する。

<別表1>

役職等	報酬等の上限額
常勤理事	年間総額720万円までの範囲内で理事会にて決定される
非常勤役員	理事会、その他会議出席の都度、 日当として1人一律2千円 大会や講習会等の事業運営の都度 謝金として1人1日1万円までの範囲内
評議員	評議員会、その他会議出席の都度、 日当として1人一律2千円 大会や講習会等の事業運営の都度 謝金として1人1日1万円までの範囲内
非常勤スタッフ	大会や大会に関する諸会議出席の都度。 大会に関する諸会議の場合、日当として2,000までの範囲内 大会や講習会等の事業運営の都度 謝金として1人1日1万円までの範囲内